## 平成 19 年度決算に基づく

健全化判断比率審査意見書資金不足比率雷査意見書

青 森 県 監 査 委 員

## 青森県知事 三 村 申 吾 殿

| 青森県監査委員 | 林 |  | 忠 | 男 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 同 | 元 | 木 | 篤 子 |  |
| 同 | 阿 | 部 | 広 | 悦 |
| 同 | 森 | 内 | 之保留 |  |

## 平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載 した書類について審査した結果，別紙のとおり意見書を提出します。

## 目次

## 平成19年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象 ..... 1
第2 審査の方法 ..... 1
第3 審査の結果及び意見 ..... 1
I 審査の結果 ..... 1
II 審査の意見 ..... 2
1 実質赤字比率 ..... 2
2 連結実質赤字比率 ..... 2
3 実質公債費比率 ..... 2
4 将来負担比率 ..... 2
平成19年度決算に基づく資金不足比率審査意見書
第1 審査の対象 ..... 3
第2 審査の方法 ..... 3
第3 審査の結果及び意見 ..... 3
I 審査の結果 ..... 3
II 審査の意見 ..... 4
1 青森県下水道事業特別会計 ..... 4
2 青森県港湾整備事業特別会計 ..... 4

## 健全化判断比率審查意見書

## 平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の対象

平成19年度青森県一般会計，特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第2 審査の方法

平成19年度決算に基づく健全化判断比率審査に当たつては，審査に付され た健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

1 法令等に照らし算出過程に誤りがないか
2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか
3 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
4 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において，公正な判断が行われているか

などに重点をおき，関係者から算定についての説明を聴取し，決算諸表その他 の帳簿及び証書類等と照合精査を行うとともに，歳入歳出決算審査，公営企業会計決算審査及び公営企業会計資金不足比率審査等をも参考にして審査を実施 した。

## 第3 審査の結果及び意見

## I 審査の結果

審査の結果，平成19年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認 められる。

なお，平成19年度決算に基づく健全化判断比率の状況は，次のとおりで ある。

| 比 率 名 | 比 率 | 参 考 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
| 実 質 赤 字 比 率 | \％ | 3． $75^{\%}$ | 5 \％ |
| 連結実質赤字比率 | － | 8． 75 | 25 |
| 実質公債費比率 | 15． 8 | 25 | 35 |
| 将来負 担 比 率 | 236.1 | 400 |  |

（注）1 「一」は，実質赤字及び連結実質赤字が生じていないことを示す。
2 早期健全化基準及び財政再生基準は平成 21 年度（平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率）から適用される。
3 連結実質赤字比率の財政再生基準は $15 \%$ であるが，平成 21 年度及び平成 22 年度は $25 \%$ ，平成 23 年度は $20 \%$ の経過措置が適用される。

## II 審査の意見

1 実質赤字比率
一般会計等の実質収支は黒字であり，実質赤字比率は算定されない。

2 連結実質赤字比率
連結実質収支は黒字であり，連結実質赤字比率は算定されない。

3 実質公債費比率
実質公債費比率は $15.8 \%$ となっており，早期健全化基準の $25 \%$ を下回 っている。

4 将来負担比率
将来負担比率は $236.1 \%$ となっており，早期健全化基準の $400 \%$ を下回 っている。

## 資金不足比率審査意見書

## 平成 19 年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

平成19年度青森県下水道事業特別会計及び青森県港湾整備事業特別会計の決算に基づく各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第2 審査の方法

平成19年度決算に基づく資金不足比率審査に当たつては，審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

1 法令等に照らし算出過程に誤りがないか
2 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか
3 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
4 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において，公正な判断が行われているか

などに重点をおき，関係者から算定についての説明を聴取し，決算諸表その他 の帳簿及び証書類等と照合精査を行うとともに，歳入歳出決算審査等をも参考 にして審査を実施した。

## 第3 審査の結果及び意見

## I 審査の結果

審査の結果，平成 19 年度決算に基づく各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているも のと認められる。

なお，平成 19 年度決算に基づく資金不足比率の状況は，次のとおりであ る。

| 会 計 名 | 比 率 | 参 考 |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  | 経営健全化基準 |
| 青森県下水道事業特別会計 | \% | \％ |
| 青森県港湾整備事業特別会計 | － |  |

（注） 1 「一」は，資金の不足額が生じていないことを示す。
2 経営健全化基準は，平成 21 年度（平成 20 年度決算に基づく資金不足比率） から適用される。

## II 審査の意見

1 青森県下水道事業特別会計
資金の不足額が生じていないため，資金不足比率は算定されない。

2 青森県港湾整備事業特別会計
資金の不足額が生じていないため，資金不足比率は算定されない。

